

変更

(平成 29年 4月 1日付け届出分)について

業務の種別・業務の態様・業務を行う期間・~~専任の宅地建物取引士~~を変更します。

様式第十二号(第十九条関係)

(A 4)

# 届出

変更のある事項を丸で囲むこと。  
所在地の変更は新規で届出が必要。

宅地建物取引業法第50条第2項の規定により、下記の場所について、下記の事項を届け出ます。

令和〇年10月 1日

中部地方整備局長

様

三重県知事

商号又は名称 株式会社三重県不動産  
国土交通大臣

免許証番号 (5)第 13579号

~~知事~~

代表者氏名 代表取締役 三重 太郎

1 所在地	届出の対象となる案内所、 展示会等の場所	名称	吉田山タウン 現地案内所
		所在地	三重県津市広明町13番地 電話番号 059-224-2708
2 業務の種別	業務の種別	(1) 売買 (2) 交換 (3) 代理 (4) 媒介	
	業務の態様	(1) 契約の締結 (2) 契約の申込みの受理	
業務の内容 の内容	取り扱う 宅地建物 の内容等	売主である宅地建物取引 業者の商号又は名称	(商号又は名称) 株式会社三重県不動産 国土交通大臣(5)第13579号 東海地域不動産株式会社 国土交通大臣(5)第13957号
		名称	吉田山タウン
	所在地	三重県津市広明町13番地 ほか99筆	
	宅地	100区画 敷地面積の合計 30,000㎡	
	戸建住宅	50戸 延べ面積の合計 10,000㎡	
	区分所有建物	戸 延べ面積の合計 ㎡	
3 業務を行う期間	平成29年 4月12日 から 平成30年 4月11日まで		
4 専任の宅地建物取引士 に関する事項	氏名	登録番号	
	伊勢 二郎	三重県知事第654321号	